

財務報告改善の方向性

石川 雅之

Ⅰ はじめに

アメリカにおいては、AICPAやSECといった会計関係機関のみならず、上院・下院に設置された特別な委員会によって絶えず会計プロフェッションに対する問題の洗い出しとそれらを改善するための勧告が成されてきている。このことは、経済を支えるインフラストラクチャーとして会計が重要な働きをもっているというだけではなく、「会計は公共の利益に資するものでなくてはならない」という会計先進国といわれるアメリカ社会における信念の現われであるともいえよう。しかし、別の見方をすれば、このような調査研究・改善勧告が継続的に行われてきたということは、会計が行われる実際の場合では、会計プロフェッションにかかわるさまざまな問題が生じていることの現われにほかならない。

1996年9月に、アメリカ会計検査院(GAO)から公表された報告書[GAO,1996]は、過去20年に及ぶアメリカの会計制度および監査制度の発展の歴史を回顧している貴重な報告書である⁽¹⁾。この報告書は、1970年代初頭以降に成された会計プロフェッション改革のための調査研究及び改善勧告を跡付け、会計プロフェッションを取り巻くさまざまな問題点を洗い出すとともに、過去に成されたいくつもの改善勧告がどの程度実現されているのかを総括したものである。この報告書は過去20年間に成された調査研究・改善勧告をさらにレビューしたものであるという点できわめて貴重な文献であるといえる⁽²⁾。

残念ながら、このような調査研究あるいは改善勧告は日本ではこれまで一度も行われてこなかった。他の国々の状況について正確なことは知らないが、他の多くの国々でもこれほど頻繁に調査研究や勧告が行われているとは思えない。というのも、そのような調査報告や勧告の話題を耳にすることはほとんどないからである。むしろ、アメリカが特異であるというべきであろう。かといって、アメリカのみで会計プロフェッションにかかわる問題が頻発しているのかというと、そうではないであろう。むしろ、アメリカでは、会計の重要性が広く認識されているがゆえに、会計関係機関のみならず、上院・下院に設置された委員会などによって絶えず会計プロフェッションに対する問題の洗い出しとそれらを改善するための勧告が成されてきていると考えるべきであろう。

さきほど「残念ながら日本では」と記したのはそういう意味でのことであるが、社会・経済制度や慣習が異なれば、当然会計に対する人々の反応は異なったものとなるであろう。また、会計制度自体にも国による相違があっても不思議ではない。ただ、たとえ、国ごとの社

会・経済制度の違いにより、会計あるいは会計制度に国ごとの相違があるとしても、GAO報告書によって洗い出された数々の問題はさまざまな国の下でも共通して認識されよう。とすれば、この報告書は日本の会計制度あるいは会計プロフェッションに対しても多くの示唆を与えるものであるとともに、さらに今後の財務報告改善の方向性を考えるうえでも示唆に富むものといえるであろう。

GAO報告書でも指摘されているように[p.5]、この20年間を振り返れば、アメリカでは80年代にS & Lの破綻とその救済のための政府による大規模な財政支出が行われており、またさまざまな企業の予期せぬ破綻が生じたことにより、独立監査の有効性に対する人々の疑念が大きくなったことは間違いない。そこには、実際に独立監査が目的とするものと社会の人々が公開企業等の独立監査に期待するものとの食い違い、いわゆるエクスペクテーションギャップが存在したことも見逃せない。さらに、ビジネスのグローバル化や複雑化により、伝統的な財務報告の目的適合性あるいは有用性といったものについても疑念がもたれるに至っている。

そうした状況のもと、GAO報告書は、会計基準および監査基準ならびに米国の連邦証券諸法が要求している公開企業に対する独立監査の実施状況を改善するために1972年から1995年までの間に行われた勧告と、それらに対して講じられた措置を識別するとともに、未解決の問題を識別し、かつ、こうした問題が独立監査人の業務の状況、有効な会計基準および監査基準の設定、ならびに事業報告および監査業務の範囲に対して及ぼす影響を明らかにするために、会計プロフェッションに関する検討を行ったのである。

この報告書では、過去20年に及ぶ主要な研究調査において繰り返し議論されてきた主要な問題を次の5つの範疇に分類している。それは、(1)監査人の独立性及び企業統治システムを強化する際の監査委員会の役割、(2)不正の発見とその報告及び内部統制の有効性の評価とその報告における監査人の役割と責任、(3)監査人の業務遂行の質及び会計プロフェッションの自己規制の仕組み、(4)会計基準及び監査基準の妥当性、質及び適時性を含む、両基準の設定プロセスと財務報告の妥当性、目的適合性及び有用性、(5)財務報告をより向上させる際の監査人の役割、である。

GAO報告書は会計プロフェッションに関する調査・研究であるため、監査制度や監査人に関する部分が大半を占めるが、会計プロフェッションとの関連で、会計基準の設定や財務報告の改善に関する事項にも言及している。解決されるべき財務報告の課題として具体的な問題があげられているわけではないものの、付録で取り上げられているこれまでに成された勧告にみる問題およびその顛末を併せて考えるならば、監査のみならず会計制度自体の課題あるいは現在会計が進もうとしている方向を考える上でも示唆に富むものであるといえる。以下本稿では、必要な範囲でこの報告書に言及しながら、財務報告を改善するうえでの最重要課題を検討するとともに、財務報告の改善がどのような方向に向かっているのかを考えることにする。

II 事業環境の変化と会計

G A O報告書は基本的に会計プロフェッションの抱える問題を取り上げたものであるから、主要な関心は財務報告そのものよりも、監査にあるといつてよい。しかし、会計プロフェッションとの関連での言及から、財務報告が抱えてきたいくつかの問題点を読み取ることができる。G A O報告書はまず、従来の財務報告モデルが利用者のニーズを十分に満たしていないという点を指摘する [pp.109-111]。その要因の一つは情報技術の進展や経済のボーダーレス化などといわれるビジネスを取り巻く環境の変化にあったといえる。たとえば、インターネットの普及・発展は情報の発信や情報へのアクセスを容易にし、さらに利用可能な情報量を圧倒的に増加させるとともに、インターネットを通じた取引により、新しい価値を創造し、経済のボーダーレス化とよばれる現象にも寄与している。このような情報技術の発展により、投資家をしてさまざまな情報にアクセスさせるとともに、そうした情報が投資家にとってますます重要なものとなっている。

しかしながら、そうした情報のほとんどが従来の財務報告には含まれていないものであり、それゆえ監査済み財務諸表によって提供される情報とは異なり、情報に対する何らかの保証を得たものでもない。そのため、従来の財務報告には含まれていなかった情報をどのように財務報告に取り入れるか、そしてまた、会計プロフェッションは監査人として、どのように財務報告プロセスに関与すべきかが問われることになる。ビジネスの世界が急変し、しかも常に変化を遂げているとすれば、会計もそうした流れに対応しなければならないはずである。しかし、そうした流れに対して会計は十分対応していないとすれば、「会計の改善は急務である」とする声があがるのは当然である。

たとえば、そのような声として次のような点が財務報告にとっての決定的に重要な問題として指摘されてきた [Wallman, 1995, p.84]⁽³⁾。

- 1 認識と測定の問題として、財務諸表によって何を伝えるのか。
- 2 財務報告の適時性として、認識された事柄をいつ伝えるのか。
- 3 測定の対象としての企業とはどのようなものなのか。
- 4 情報を伝達する媒体としてはどのようなものがあるか。

A I C P Aも1991年、企業はどのような情報を投資家および与信者に与えるべきか、また監査人はそうした情報にどの程度かわるべきか、という基本的問題に答えるべく、財務報告に関する特別委員会（ジェンキンス委員会）を設置し、1994年に公表した報告書[A I C P A, 1994]で利用者の視点に立脚した財務報告モデルを提案した⁽⁴⁾。ジェンキンス委員会の報告書は、G A O報告書が取り上げている調査・研究の中では最新のものである。ジェンキンス委員会の任務は、(1) 他者の利用に供するために経営者によって作成されるべき情報の性質と、(2) かかる情報のさまざまな要素のうち監査人が報告対象とすべき範囲について勧告を行うことであった。ジェンキンス委員会は、今日の事業報告はそれが一般に、利用者の意思決定に相当の影響を及ぼす重要な情報を利用者に対して提供していることから、多くの点において妥当なものと結論づけ、また財務諸表が財務情報を補促して組織化する優れた枠

組みであるとしている。しかし、多くの利用者が従来の財務報告のある種の側面については非常に批判的であることから、基準設定機関、連邦議会、規制機関および会計プロフェッションに対して、事業報告における情報の種類を改善すること、財務諸表およびそれに関連する開示を改善すること、事業報告に対する監査人の関与を改善すること、ならびに事業報告における変更を容易にすること、という勧告を行い、「(会計) 基準設定機関は、利用者がその投資価値と投資リスクの評価を行うのに必要な情報の種類とその提供時期を示した包括的事業報告モデルを構築すべきである」とした[p.59]。

G A O 報告書は基本的に会計プロフッションや財務報告のあり方についての勧告を行うという立場はとっていない。とはいえ、財務報告に関する部分については、おおよその点でジェンキンス委員会の提唱する包括的財務報告モデルを支持するとともに、その実現に向けてSECがリーダーシップを取るべきだというスタンスをとっている。だが、ジェンキンス委員会が提唱した包括的財務報告モデルは必ずしも、広く受け入れられているわけではない。例えば、F A S B がG A O に宛てたG A O 報告書に対するコメントでは⁽⁶⁾、G A O はジェンキンス委員会が提唱した包括的財務報告モデルを、利用者に対する財務報告を改善する大きな一歩と位置付けているものの、すべての利用者がそのような結論に同意しているわけではない、としてジェンキンス委員会の勧告に対して疑問を持っていることを表明している。これらの報告書の詳細についてふれることは本稿の目的ではないので、詳細については立ち入らないが、1990年代半ばにこうした勧告や提案が相次いだということは、1980年代から90年代にかけて、従来の会計モデルが行き詰まりをみせたからである、と考えることができよう。

III 歴史的原価主義の限界

G A O 報告書は、従来の財務諸表の欠点として多くのことを指摘しているわけではない。G A O 報告書が認識する伝統的財務報告の限界の一つは、歴史的原価に基づく財務諸表の限界である。この限界は、事業取引が一層複雑になったことと情報技術の進歩によってさらに拡大しているが、なによりも、今日事業上の意思決定において用いられている情報の多くが伝統的財務諸表には含まれていない類いのものであるということが、伝統的財務諸表の有用性を引き下げる結果となっている。

この点については、最近の時価会計の流れによって改善されつつあるといえよう。国際会計基準でも時価会計ないし公正価値会計を大幅に取り入れており、歴史的原価にのみ基づく財務諸表の時代は終わったといえる。時価情報は単に補足的な情報あるいは参考ではなくなり、したがって、時価を取り入れた財務諸表が監査の対象となる。

私見によれば、歴史的原価に基づく伝統的な財務諸表はかつてのビジネスの形態、より明確に言えば、商・製造業に適したものだっただのではないだろうか。そこでは、主たるリスクは仕入れたもしくは製造した商・製品が売れるかどうか、そして売上代金が回収できるかどうかということにあった。そのようなリスクを抱える事業の財務報告として歴史的原価・原価配分と実現主義を基調とする従来の会計モデルがうまく適合したのではないだろうか。も

もちろん今日でも、主要な企業の多くが商・製造業に従事している。しかし、今日の企業が直面するリスクは従来のものとは異なってきている。

簡単に言ってしまうと、「マネー」の経済が大きくなりすぎたということである。従来は「もの」の経済があり、それに付随する形でマネーの流れがあったといえるであろう。その場合、為替リスクのヘッジ手段としての金融技術の利用があったわけであるが、今日では「もの」の流れとは別に「マネー」の経済が存在し、しかもさまざまな業種の企業が「もの」の流れとはべつに金融市場に参入し、しかも非常に大きなポジションをとるようになってきている。そのため、従来の会計モデルではそのことにより生ずるリスクに対応できなくなってしまったといえるであろう。

もちろん、「もの」の経済が主流の時代にも「含み益」による利益操作、あるいは損失の隠蔽という問題があったことは確かであり、したがって、今日の事業環境のみが従来の会計モデルを不適切にしたとは言い切れない。とはいえ、時価評価問題は、単に含み益による益出し、原価維持による損失の先送りという問題以上のものを含んでいる。すなわち、従来の会計モデルでは認識されないリスクの評価と認識にかかわるものである。

例として、ドル・プット・オプションの売りを考えてみよう。A社がX社に対してオプション料2,000万円で、3か月後に1ドル=100円の権利行使価格で1,000万ドルのドル・プット・オプションの売り建てを行ったとする。この取引によりA社はX社が望むならば3か月後に10億円で1,000万ドルを買い取る義務を負うことになるが、2,000万円のオプション料を手にすることができ、しかも従来の会計基準ではそれは収益となる。3か月後に1ドル=100円よりも相場が円安となればX社は権利を行使せず、その時の相場でドルを売るはずである。したがって、その場合には、オプション料として得た2,000万円はまるまるA社の手元に残ることになる。

だが、もしも相場が円高に振れた場合にはX社は権利を行使するであろうから、A社は損失を被ることになるであろう。仮に相場が1ドル=98円であったとすると、その時点で9億8,000万円の換算価値しかもたない1,000万ドルを10億円で買い取らなければならないことになる。この場合にはオプション料として手にした2,000万円とあわせてプラス・マイナス0ということになるが、さらに円高になった場合には、1円円高になるごとに1,000万円の損失を被ることになる。

このような取引は当事者にとってハイ・リスクではあるが、元手がまったくいらぬという点で非常に魅力的であるに違いない。その一方でリスクも大きいといわざるをえない。今日では、多くの企業がこのようなハイ・リスク・ハイ・リターン取引を行っており、しかも時には本業の利益の数倍から数十倍の額に及んでいる。そのため、巨額の損失を被った企業もあるが、会計の観点から問題となるのは、従来の会計ではそうした損失のリスクをうまく認識しないばかりか、金融技術の発展により損失を抱えた企業は損失を取り戻すためにそれがオフ・バランスとなっているうちにさらなる金融取引を繰り返すため、ある日突然に巨額の損失が表面化することである。

これまで、原価評価に基づく従来の会計に対しては(1)業績の評価と比較に役立たない、(2)リスク管理に役立たない、(3)不合理な企業行動を誘発する、といった問題点が指摘されてきた。これらの問題点を克服する会計モデルの構築は容易ではないと思われるが、世界的な潮流として時価評価ないし公正価値の導入が解決策として選ばれているのは間違いない⁽⁶⁾。とはいえ、金融商品に関するリスクの評価と報告は容易ではないし、財務諸表本体で認識・測定・開示するのが最良であるのか、またそれがどの程度可能であるのかという点も問題である。また、不合理な企業行動の誘発と会計の役割をどのように考えるかも考慮しなくてはならないであろう。

従来の原価評価・実現主義に基づく会計の欠点として、確定した損失を事後的に認識・測定するだけということが指摘される。そればかりでなく、ハイ・リスク・ハイ・リターンの取引によって損失を被った企業が損失を取り戻すためにそれがオフ・バランスとなっているうちにさらなる金融取引をオフ・バランスで繰返そうとするため、ある日突然巨額の損失が表面化する事態がしばしば生じたが、そうした企業の行動と会計との関係をどのように促えるかという問題がある。

原価評価が原則であった時代には、原価主義の欠点として原価主義が企業の実態を適切に表わさないだけでなく、不適切な企業行動を誘発させる温床ともなりうるということが指摘された。「すでにリスクが発生しても、それを決済するまではオフバランスにする原価評価・実現基準は損切りのインセンティブを弱め、むしろ損失を取り返そうと一層のリスク・テイクへと担当者を向かわせがちである」[醍醐, 1995, p15]という指摘があるように、原価評価・実現主義に基づく会計がそうした不適切な企業行動の温床になっているのであれば、会計あるいは会計基準に企業行動をコントロールする任務を積極的に与えるべきなのか否か検討することも重要であろう。もっとも、時価会計の導入によってこの点はだいぶ解決されたといえる。

だが、そもそも原価・実現基準を利用して企業がハイリスク・ハイリターンの行動に走り、その結果巨額の損失を被ったとしても、その第一義の責任は、企業自身にあるはずである。企業行動を十分にコントロールして不適切な企業行動が起きないようにしようとするならば、時価会計といえども十分ではない。というのも会計の一番の使命は企業行動のコントロールではないからである。しかしながら、企業行動の中身が全く見えないような役に立たない会計ではまったく意味がないことも間違いない。ただし、財務諸表の作成者側からは、金融商品についていつ利益や損失を生じさせようかという経営者の意思が反映されないことから、全面的な時価評価はかえって不適切であるとする意見も以前から述べられていたのであり、時価会計の導入がすべてを解決するわけではないことにも注意しなければならないであろう。

F A S BがG A O報告書に対して寄せたコメントでは[G A O, 1994, p.309]、「すべての金融商品に対して公正価値会計を適用することは、多くの金融商品問題を解決する一方で、多くの主要な問題を未解決のままにするとともに、さらなる問題を引き起こすことにもなるだろう」と述べ、予定取引や非金融資産をデリバティブによってヘッジする場合には困難な

会計問題となるし、ある種の金融商品については検証可能な価値を見出すことは困難である、としている。また、損益計算書において、市場価格と信用度の変化、および利息の変更の影響を報告するのに適切な方法は必ずしも明確ではないとして、公正価値会計が最善であるとする見方を牽制している。

IV 無形資産および非有形の企業価値

時価評価の次に問題とされるのは、自己創設の無形資産等の評価であり、これこそが21世紀の会計に突きつけられた最初の大きな会計問題であるかもしれない。従来の会計では商標名、暖簾、競争上優位となる製品および生産過程に関する技術、ノウハウ、人的資産、特許権、商標権、販売権、著作権などは財務諸表には認識されない。これらは、いわば非有形の企業価値であるが、有償取得の場合には無形資産として認識されることになる。こうした非有形の企業価値にかかわる情報は企業情報としては無視しえない重要な情報であり、したがって、そうした情報を入手するために企業情報の利用者は財務諸表以外のソースに依拠せざるをえないことになる。

ジェンキンス委員会の報告書では特に自己創設暖簾の価値を財務諸表上認識すべきであるという声があることを認めた。しかし、自己創設暖簾などの無形資産の価値の評価は本質的に信頼性を欠くものであるとして、財務諸表上で認識するよりも、財務情報の利用者は無形資産の存在、源泉および耐用年数に関する情報の開示を改善することを望んでいるとした。[A I C P A, 1994, pp.114-116]また、SECがGAOに寄せたコメントでもこの点についてふれられているが、SECは非有形の企業価値にかかわる項目が、投資意思決定プロセスにとって重要なものであると認めつつも、それらを財務諸表上で認識しようとする積極的な姿勢はとっていない。SECのコメントによれば、SECは無形資産の会計および報告に関するシンポジウムを開催し広く意見を求めたところ、非有形の企業価値に関して多くの情報が提供されることは有益であるとする声が多かったものの、測定の高難さや情報の信頼性という点で、財務諸表上での認識・開示は難しいとしている。

これらは、結局のところ、あえてそうした情報の重要性を否定することはないが、実際に会計・開示に組み入れるほど重要とは考えられていない、ということであろう。ただ、GAO報告書の認識するところでは、こうした非有形の企業価値にかかわる情報を重視しているようであるが、単に現在そうした情報の測定・開示が行われていないという点を問題としているのではないようである。最も懸念しているのは、さまざまなソースからそうした情報に代わる情報が得られ、利用されているが、それらは未監査であるという点である。つまり、会計プロフッションとのかかわりでいえば、そうした重要な情報が果たして未監査情報のままでよいのかということであろう。

情報技術の進歩により投資家や与信者は企業についてのより多くの情報を素早く入手することができるようになるとともに、ビジネスの環境の複雑化により従来の財務諸表には反映されない情報を必要とするようになってきている。そのため、投資家や与信者などの意思決定を

行う者は、重要な情報の多くを未監査の情報に頼らざるをえなくなっている。G A O 報告書 [pp.110-111]は「監査済財務諸表はすでに利用可能な情報の確認という役割を果たすに過ぎなくなっており、もはや資本市場にとっての主要な情報源ではない」とするが、それは情報技術の発展により企業のデータ・ベースに誰もが容易にアクセスできるようになったことによって、「財務諸表に含まれていない、それゆえ未監査の情報が、ますます市場に流れ出し、投資意思決定およびその他の事業上の意思決定に影響を与えている」からであり、それゆえ、「資本提供者およびその他の関係者は、企業のデータ・ベースの情報が信頼しうるものであるかどうか、またはシステム自体が信頼しうるデータをもたらす可能性が高いかどうかについての監査人による即時的な保証に関心をもつであろう」とする。そこで問題となるのが、従来の伝統的財務諸表に含まれないような情報についても会計プロフessionは保証をすべきかどうかということである。

G A O 報告書の基本的立場は、投資意思決定を支える重要な情報がその信頼性に対して何らの保証も得ていないということは、好ましくないというものであろう。それゆえ、会計プロフessionは保証機能を拡大すべきであるが、会計プロフessionは保証業務の拡大に対して消極的であるとG A Oは考えているようである。

しかしながら、すべての投資意思決定を支える重要な情報が監査人の保証の対象となるべき情報である必要もないといえるのではないだろうか。すなわち、さまざまな、それゆえ確証をもてない情報を人に先んじて使って意思決定を行うことにより、超過収益を得ることができるとすれば、そのような意思決定を行うか否かは各人に任されるべきものといえるだろう。であるとすれば、問題は重要な情報の多くが未監査情報であるということではなく、財務諸表で認識されない多くの重要な情報があるということなのではないだろうか。それとともに、従来の財務諸表で認識されていない非有形の企業価値が、きわめて重要な情報であるとしても、そのすべてが本当に財務諸表上で認識されるべきものなのかどうかも問われてしるべきであろう。

ところが、G A O 報告書の問題意識とは別の次元で、非有形資産の価値評価の問題は重要性を帯びつつある。それは資産評価全般ないし企業価値全体の評価のあり方と関連するものである。伝統的な財務報告の中心課題は損益計算書を中核に据えた企業収益力の表示にあったといえるが、最近の会計の流れでは、より貸借対照表が重視されるようになっている。オフ・バランス問題や時価会計ないし公正価値会計の採用もその例であるといえるが、こうした流れの背景にあるのは、一つには企業が抱えるリスクの態様が変わったことがあると思われる。さらに、とりわけアメリカ会計の流れとして、貸借対照表による企業価値の表示という貸借対照表の機能の強化があるのではないかとも思えるのである。ただし、そのような方針が表明されているわけではなく、これは筆者の推測でしかない。したがって、非有形資産の価値評価の問題も従来の会計問題の延長として捉えるべきなのかもしれない。

なお、無形資産等の会計問題に関して、G A O 報告書は監査の対象とならない情報の重要性が増すことが、選別的ディスクロージャーにつながることも指摘している。すなわち、「ア

ナリストおよびその他のプロの投資家および債権者は、収益動向および企業業績に影響を及ぼすその他の重要な展開について経営者の最新の見通しを得るために、企業による会合への招請をますます重視するようになっており、しかも「そのようなコミュニケーションの形態は経営者の思うままに利用されており、またそのような手段を通して提供される情報は監査またはその他の独立した立場からなされる検証を受けたものでもない」のである〔GAO, 1996, p.110〕。ただし、選別的ディスクロージャーないしフェア・ディスクロージャーの問題は、従来の財務諸表では認識されない非有形の企業価値にかかわる、したがってまた未監査の、情報の問題とは切り離して考えるべきであろう。

V 選別的ディスクロージャー

選別的ディスクロージャーについては賛否両論ありうるが、2000年8月10日、SECは選別的ディスクロージャーを禁止するフェア・ディスクロージャー・ルール⁽⁷⁾を採択した。これにより、米国ではアナリストや機関投資家向けのいわゆるスモール・ミーティングの開催が困難になった。このルールにより、証券の発行者がアナリストや機関投資家に対して、未公開情報を伝達した場合には、その情報を速やかに一般に公表しなければならず、事前にアナリストや機関投資家に未公開情報を伝達することが分かっている場合には、説明と同時に公表しなければならず、たまたま未公開情報を漏らしてしまった場合にも早急に一般へ公表しなければならないとされる。したがって、特定のアナリストあるいは機関投資家を招いてのスモール・ミーティングを開いた場合、うっかりアナリストらの質問に答えると取り消しがきかず、すみやかにその情報を公表しなければならないのである⁽⁸⁾。

SECの考えでは〔SEC, 2000〕、選別的ディスクロージャーは証券市場の健全な機能を阻害するものであり、証券市場に対する投資家の信頼を損なうものである。また選別的ディスクロージャーはアナリストに対して、選別的に開示される情報を入手できなくなることを恐れてネガティブな評価を避けようとするインセンティブを与えることにもなりかねない。したがって、選別的ディスクロージャーを禁止することが健全な市場の運営にとって必要であるとSECは考えるのである。

これに対してはいくつかの方面から、フェア・ディスクロージャー・ルールはかえって情報の流通にマイナスの効果を与えるとする意見が寄せられている⁽⁹⁾。それは、スモール・ミーティングに出席したアナリストの食らいつきによって重要な情報が引き出され、一般に広められうるから、そうしたミーティングの開催を思いとどまらせるようなルールは、結果として開示される情報の質と量を引き下げるといえるものである⁽¹⁰⁾。

たしかに、IRの手段として、アナリスト向けの説明会が果たしてきた役割は見逃せない。しかし、だからといって、特定のアナリストだけを対象に説明会を開催し、その他の関心をもつ人々を締め出すことを正当化する根拠は見出せるものではない。要は、参加者を限定することに問題があるのであって、説明会自体が否定されるわけではない。もちろん、IRとしての説明会とはいえ、会社側に都合のよい情報の一方的な伝達あるいは宣伝となる可能性

も否定できない。しかし、開かれた説明会であれば、会社側に都合のよい情報の一方的な伝達ないし宣伝に対しては、厳しい見方も出てくることが期待される。その一方で、選別的ディスクロージャー禁止のルールあるいはそのルールの運用の仕方によっては、説明会に出席したアナリストの「食らいつき」による情報の引き出しに対して、企業側が過敏になり、かえってディスクロージャーの縮小につながることもありうるだろう。

また、情報技術の発達により、公式・非公式のさまざまな企業情報が飛び交うことは如何ともしがたいことであり、したがって、そうした情報を信頼するか否かは投資家自身の判断に帰するより仕方がない場合もでてくるであろう。とすれば、重要なことは意図的な虚偽情報や風説の流布をいかにして阻止するかということにかかってこよう。ただ、情報技術の発達は他方では、ネットを通じたすみやかな情報開示やスモール・ミーティングに代わるIR活動を可能にしており、さらにディスクロージャー面での重要な役割を果たすことになることは明らかである。にもかかわらず、ネット関連のディスクロージャーにかかわる整備は十分ではないというべきであろう⁴¹⁾。

VI むすびにかえて

G A O報告書は2分冊からなる報告書で、第2部である付録には、1972年から1995年までの主要な勧告および監査と財務報告を改善するために講じられた措置と題する部分が含まれている。そこでは、1 監査人の独立性、2 監査の品質、3 会計基準の設定、4 監査基準の設定、5 財務報告と監査人の業務の拡大という5つの項目に分類したうえで、どのような機関によって、どのような機関に対して、どのような勧告が成され、それに対してどのような措置が講じられたのかを年代順に表形式で整理している。

この表の5番目である「財務報告と監査人の業務の拡大」について見ていくと、どの時代にどのようなことが財務報告の課題とされていたのかを知ることができる。たとえば1973年のトゥルーブラッド委員会の勧告は財務諸表のあるいは財務報告の目的が何であるのかを再確認するような内容のものであり、企業の収益力の予測、比較および評価にとって有用な情報の提供を課題としてあげている。1978年のコーエン委員会の勧告は監査人の責任に関する報告書であり、監査との関連であるが、予測情報および見積財務情報についてふれている。1986年に7大会計事務所が行った調査研究では、リスクおよび不確実性についての開示が問題として取り上げられている。この時期にはA I C P Aでもリスクおよび不確実性に関する専門部会を設置して、企業が直面するリスクと不確実性についての開示を改善する方法を模索している。この動きは1980年代に相次いでアメリカで生じたS & Lの破綻およびそれに起因する不良債権問題に対するものであったと考えられる。90年前後には内部統制が問題となり始めている。93・94年になるとデリバティブの会計処理や現在価値に関するものが登場し、ここにきて歴史的原価に基づく従来の会計とは大きく異なる会計への転換が課題となったわけである。

G A O報告書では、今日の会計が抱える特定の問題あるいは課題をあげているわけではな

い。しかし、今日の会計の課題を考える上で参考となるものを読み取ることができる。たとえば、GAO報告書では「資産の保全」のための内部統制の重要性や内部統制に関する会計プロフェッションの責任ということにふれており、企業の利害関係者が資産の保全に関心をもっているとしている。また、従来の会計では資産とは認められない自己創設の無形資産や超過収益をもたらす価値といった、いわば非有形の企業価値を意思決定者は重視しているとしている。70年代の調査研究では、企業の収益力に関する有用な情報が課題であり、その意味では損益計算書の重要性が強調されたといえるのに対して、今日的課題はむしろ貸借対照表にあるといえるのではないだろうか。

このように見てくると、これまで認識されてきた財務報告上の課題としては、歴史的原価主義、非有形の企業価値の認識、予測情報の欠如、開示の負担過大、未監査情報、さらに内部統制問題や選別的ディスクロージャーがあげられてきてはいるものの、こうした個別の問題点からより大きな課題を探ることができるのではないだろうか。つまり、もう少し漠然としたものとして整理し直せば、財務報告の改善の方向として検討課題とされるのは、電子開示あるいはネットや放送などを通じてのその他の情報の伝達や説明会などの中継に関する問題、すなわちディスクロージャーの媒介の問題と、それに会計プロフェッションがどのように関わっていくかという会計プロフェッション自体の問題と、測定・認識にかかわる問題の3つに集約できるであろう。

これらの課題のうち、歴史的原価主義の問題は市場価値ないし公正価値の導入による時価会計への移行によって大きく改善されたといえるが、市場価値ないし公正価値の導入は非有形の企業価値の認識問題とともに、損益計算書重視から貸借対照表重視への流れとも関連しているのかもしれない。

市場価値ないし公正価値への移行や減損会計の導入は国際的な潮流であり¹²⁾、日本でも時価会計の導入が始まっている。国際会計基準はさらに時価会計を推し進める方針で動いているが、必ずしもアメリカ会計の潮流と軌を一にしているわけではない。アメリカでは減損会計や無形資産会計の拡大など、貸借対照表にかかわる整備が進んでいるが、このような動きから推測すると、アメリカ会計は貸借対照表による企業価値の表示を目指しているのかもしれない。だとすれば、これはとくにアメリカで顕著となったM&Aの活発化の動きに呼応するものであるのかもしれない。というのも、M&Aの活発化により、企業そのものも一つの商品と促えうような様相を呈しているが、M&Aを検討する際に従来の貸借対照表では企業価値を把握しえないからである。従来の会計では、貸借対照表は企業が保有するすべての資産・負債を時価で評価しようとしたものではなく、期間損益計算における損益計算書と損益計算書の連結環としての役割が強かったのであるから、これは当然である。

貸借対照表を企業価値を反映したものにしようとするならば、時価会計や減損会計の導入はもちろん非有形の企業価値の認識も重要な課題となるはずである。当然、オフ・バランス項目もできるだけ認識されなければならないということになるし、ディスクロージャーだけではだめで、財務諸表上認識されなければならない。もちろんこのような促え方は推測の域を

出ないのであるが、そう促えると、アメリカ会計の潮流をうまく説明できるように思える。

アメリカの視点で考えると、会計変革のバックボーンとして、80年代にはS&L問題とそれに続く企業破綻、救済のための公的資金の導入があり、その中で適切に企業のリスクを表わさない会計に不信が持たれ、90年代のM&Aの時代には企業価値を知ることのできない財務諸表に対する不満が起こったという捉え方ができるかもしれない。もちろん、会計関係者がそうした不信や不満をもったというよりは、もう少しジャーナリスティックな漠然とした世論として会計の変革を求める声があがってきたように思える。しかも、そこに会計プロフェッションの新たな役割も求められている。

G A O報告書は解決されるべき会計報告の具体的な課題も、それに対する提案もしているわけではない。しかし、新しい形態のビジネスとそれにとまなうリスクに対応した新しい会計モデルの必要性およびそれに対応するための新たな会計プロフェッションの取り組みの必要性を読み取るべきではないだろうか。

日本でも、国際会計の導入を意識した時価会計の採用、連結決算の重視、キャッシュフロー計算書の重視など21世紀の会計は従来の会計とは大きく異なるものとなる。日本の視点だけから見ればまさに大変革といえるが、アメリカ会計にみられるような動きは、さらに日本の会計に大きな影響を与えることになるかもしれない。

注

- (1)以下G A O報告書ということにする。なお、ページを示すときは邦訳書のページである。
- (2)この報告書を取りあげたものとして、八田[1997]がある。
- (3) Wallman は、これらが十分検討され、その対応策がとられなければ、
 - 1 最終的会計情報の利用者ごとに異なる情報を提供するようになるか、
 - 2 資本調達面で企業が不利となるか、
 - 3 会計プロフェッションがそうした問題を解決するために、より柔軟な情報システムを作ることになるかと続けている。
- (4)ジェンキンス委員会報告書はプロの投資家および債権者の情報ニーズに関する研究に基づいている。
- (5)G A O報告書は2分冊からなる報告書で、第2部には、関係各機関がG A OにあてたG A O報告書に対するコメントが収録されている。
- (6)ただし、時価会計ないし公正価値会計の導入は、「従来の『過去のストックに枠づけられたフロー計算』指向から将来キャッシュフローという『将来的フローを前取りしたストック計算』指向への転換を示すもの[古賀、2000、p.23]として捉えられるであろう。
- (7)17 C F R 243. 100-243-103
- (8)このルール決定以後、日本では2000年10月3日に、日産自動車がマスコミをシャットアウトしたうえで、証券アナリスト向けの説明会を開催した。説明会の全容は明らかではないが、この説明会の席上同社は、業績の大幅な上方修正を示唆し、同社の株価の先行きに

厳しい評価をしている日本のアナリストに、暗に見通しの修正をせまったようだ、と伝えられている。翌日、アナリストの予想見直しを受けて、同社の株価は前日比35円高の650円まであげて、年初来の高値を更新する結果となった。(『日本経済新聞』2000年10月4日。)

(9)たとえば、ICI[2000],NIRI[2000],SIA[2000]。

(10)NIRIの調査では、フェア・ディスクロージャー・ルールが採用されれば多くの企業がミーティングをやめるか回数を減らすつもりでいるという結果が報告されている。一方、企業によっては、IRの方式を改め、開かれたIR活動をめざすものもある。たとえば、ソニーは、SECが99年末にフェア・ディスクロージャー・ルールの当初案を公表すると、株主への平等な開示を目的として、2000年1月末に大手証券会社のサテライト放送を通じて個人投資家向けの説明会を中継することを打ち出した。

(11)すでに投資家向け年次報告書などの冊子発行をとりやめ、ホームページでの電子開示に一本化する企業も現れている。たとえば、東証一部上場のウェルファイド(旧吉富製薬)は完全なペーパーレス化に踏み切ったという。『日本経済新聞』2000年、7月20日。ペーパーレス化を考える企業の多くはロー・コストとタイムリー・ディスクロージャーをあげている。[FASB,2000,p.41]

(12)減損会計にはアメリカ・カナダ方式とイギリス・国際会計基準方式の二つのタイプが並存している。この点については、醍醐[2000]を参照。

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), 1994 *Improving Business Reporting – A Customer Focus: Meeting the Information Needs of investors and Creditors*.
- Association for Investment Management and Research(AIMR), 2000, *Comment Letter on Regulation FD*, (Re : Selective Disclosure and Insider Trading) Filed April 26, 2000
- Financial Accounting Standards Board(FASB), 2000, *Electronic Distribution of Business Reporting Information*.
- Investment Company Institute (ICI), 2000, *Comment Letter, Re : Selective Disclosure and Insider Trading*, April 27,2000.
- National Investor Relations Institute (NIRI) ,2000, *Executive Alert : NIRI Survey Finds Adoption of Regulation Full Disclosure Likely to Limit Amount of Information Disclosed to Market Participants*, August 9, 2000.
- Securities Exchange Commission (SEC), 2000a, *Fact Sheet : Regulation Fair Disclosure and New Insider Trading Rules*, 10, Aug. 2000.
- Securities Exchange Commission, 2000b, *Selective Disclosure and Insider Trading*, Release Nos. 33-7881, 34-43154, IC-24599, File No.S7-31-99)Aug. 2000.
- United States General Accounting Office (GAO), 1996, *The Accounting Profession Major Issues : Progress and Concerns*. 藤田幸男・八田進二監訳『アメリカ会計プロフェッション』白桃書房、2000年。
- Wallman,S.M.,1995, "Commentary," *Accounting Horizon*. Sep.,1995.

古賀智敏、2000、「金融商品と公正価値会計」『会計』第157巻第1号。

醍醐聰、2000「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第157巻第6号。

醍醐聰編、1995、「時価評価と日本経済」、日本経済新聞社、1995年。

八田進二、1997、「アメリカ会計プロフェッションを巡る最重要課題」『J I C P A ジャーナル』第9巻第5号。